2024 年度（ 2023 年度実績 ）事務事業マネジメントシート（簡易）

総合計画施策番号	5-2-2

事務事業名	諸税（たばこ税・入湯税）賦課事務	所属部門	住民税務課	住民税係
町長公約				
簡易シートを選択した理由	☑ 予算を伴わない事業 ☐ 政策体系に結びつかない事業	☐ 計上予算が負担金・繰出金のみの事業 ☑ 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業	☐ 法定受託事務 ☐ 成果の説明に反映しない	

〔事業の概要・現状・課題〕

たばこ税は、たばこの製造者、特定販売業者又は卸販売業者がたばこを小売販売業者に売り渡す場合において課税される税金で、その実質上の担税者は、たばこの消費者である。

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税する税金で、その実質上の担税者は入湯客である。

〔2024年度及び2025年度以降の方向性・課題の解決方法〕

たばこ税については、R2税制改正以降、現時点で税制改正の予定はないが、税制改正があった場合、手持ち品課税の事務処理は行う。

入湯税については、該当する鉱泉浴場2施設は、公衆浴場の指定を受けており、日帰り入浴については課税免除、宿泊を実施していた施設については、平成23年10月より休業となって以降、現在納税義務のある施設がない。

内訳		単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
事業費	国・道支出金	円						
	地方債	円						
	その他(使用料等)	円						
	一般財源	円	0	0	0	0	0	0
	事業費計	円	0	0	0	0	0	0

2024 年度 （ 2023 年度実績 ）事務事業マネジメントシート（簡易）

総合計画施策番号	5-2-2

事務事業名	町民税（個人・法人）賦課事務	所属部門	住民税務課	住民税係
町長公約				
簡易シートを選択した理由	☐ 予算を伴わない事業　☐ 計上予算が負担金・繰出金のみの事業　☐ 法定受託事務 ☐ 政策体系に結びつかない事業　☑ 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業　☐ 成果の説明に反映しない			

〔事業の概要・現状・課題〕

＜事業の概要＞

前年中に所得を有した町民に対して、個人住民税の課税漏れがないように税額の確定と通知を行う。確定申告等の課税資料をシステムに入力し、特別徴収と普通徴収に分けて課税通知する。また、町内に事業所等を有する法人に、法人町民税の申告書等を送付し、適正な申告を依頼する。

＜現状と課題＞

税制改正は毎年行われており、その影響から課税事務は複雑化している。また、申告・納付等、地方税における各種オンライン化（電子化）が進んでおり、納税者の利便性向上や町の賦課事務の効率化や省力化につながるものとなっている。

確定申告受付相談業務、町民税や軽自動車税の納税通知書発送業務等、例年１月から６月半ばまでの繁忙期における業務量削減や業務効率化が課題となっている。

〔2024年度及び2025年度以降の方向性・課題の解決方法〕

＜方向性・課題の解決方法＞

これまで同様、毎年行われる税制改正に対応するため、国・道からの通知に加え、地方税に関する書籍等から情報収集を行い、内容の理解に努めるとともに、地方税の電子化に対応するため、地方税共同機構が発出する資料等に基づき、着実に電子化に対応する。

また、RPAの導入等により繁忙期の業務量削減、業務効率化を行う。

内訳		単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
事業費	国・道支出金	円	29,365,787	29,927,005	30,056,640	28,080,000	28,080,000	28,080,000
	地方債	円						
	その他(使用料等)	円	324,590	217,602	306,046	296,000	296,000	296,000
	一般財源	円	−16,460,551	−11,396,431	−9,235,992	−16,827,000	−16,827,000	−16,827,000
	事業費計	円	13,229,826	18,748,176	21,126,694	11,549,000	11,549,000	11,549,000

2024 年度（ 2023 年度実績 ）事務事業マネジメントシート（簡易）

総合計画施策番号	5-2-2

事務事業名	軽自動車税賦課事務	所属部門	住民税務課	住民税係
町長公約				
簡易シートを選択した理由	☐ 予算を伴わない事業　☐ 計上予算が負担金・繰出金のみの事業　☐ 法定受託事務 ☐ 政策体系に結びつかない事業　☑ 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業　☐ 成果の説明に反映しない			

〔事業の概要・現状・課題〕

＜概要＞

４月１日現在において、町内に定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車を所有する個人及び法人に対して、軽自動車税納税通知書を送付して納税してもらう。

＜現状・課題＞

平成28年度税制改正による軽自動車税の税率引き上げや令和元年10月の消費税率引き上げに伴い環境性能割が導入されるなど、ここ数年軽自動車税の賦課に関する各種制度変更が続いた。

地方税の電子化により、軽自動車税の納付状況確認が電子化され、軽自動車の利用者にとって車検時等において利便性が向上した。

〔2024年度及び2025年度以降の方向性・課題の解決方法〕

＜方向性＞

税制改正については、国・道からの通知に加えて、地方税に関する書籍等から情報収集を行い、条例改正等を行う。

内訳		単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
事業費	国・道支出金	円						
	地方債	円						
	その他(使用料等)	円	200	0	180	1,000	1,000	1,000
	一般財源	円	608,905	636,199	676,654	691,000	691,000	691,000
	事業費計	円	609,105	636,199	676,834	692,000	692,000	692,000